

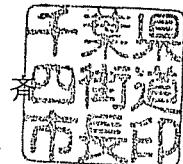
廃 第 4 4 号

平成 28 年 8 月 5 日

みそら自治会

会長 青柳 象平 様

四街道市長 佐渡



現ごみ処理施設の移転・撤去に関する協定書作成に向けての要求について（回答）

平成 28 年 7 月 19 日に貴自治会から提出された文書のうち「1、移転期間について」以外の事項に關し、下記のとおり回答します。

記

2、補償について

平成 27 年 4 月 1 日以降、現クリーンセンターの操業により貴自治会が被った損害をお示しいただき、確認書 2 (6) に基づく補償について協議させていただきます。平成 33 年 10 月以降につきましても、同様とさせていただきます。



なお、確認書2(6)の補償については、これまでの交渉会において賠償金と確認していることを申し添えます。

3、現クリーンセンターの撤去について

確認書には、現クリーンセンターの撤去は移転と同時に工事を始めるとの規定はございませんが、確認書2(7)に基づき操業停止前に跡地の利用（撤去も含む。）について貴自治会と協議させていただきます。

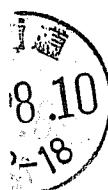
なお、跡地は全市民の財産であり、市全体で調整する必要があることから、総合的に検討してまいります。

4、新しい協定案の提示について

新しい協定案については、交渉により双方の共通認識ができ、盛込むべき合意事項が明確になつた段階で、提示させていただきます。

5、新たな操業協定案の提示について

平成元年8月30日に締結した協議書及び協定書は、平成19年3月19日に貴自治会と締結した確認書に反しない限度で現在も有効であることから、現クリーンセンターは操業協定不在ではありません。





28.8.10
12-18

また、環境省が一般廃棄物処理施設の環境基準に関する法令を改正した場合、当該基準は当然に遵守すべきものとなります。

付記

受取人

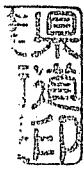
住所 四街道市みそら3-11-15

氏名 みそら自治会会長 青柳 象平

差出人

住所 四街道市鹿渡無番地

氏名 四街道市長 佐渡 斎



この郵便物は平成28年8月10日
第44332号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

28.8.10
12-18

郵便認証司

28.8.10

